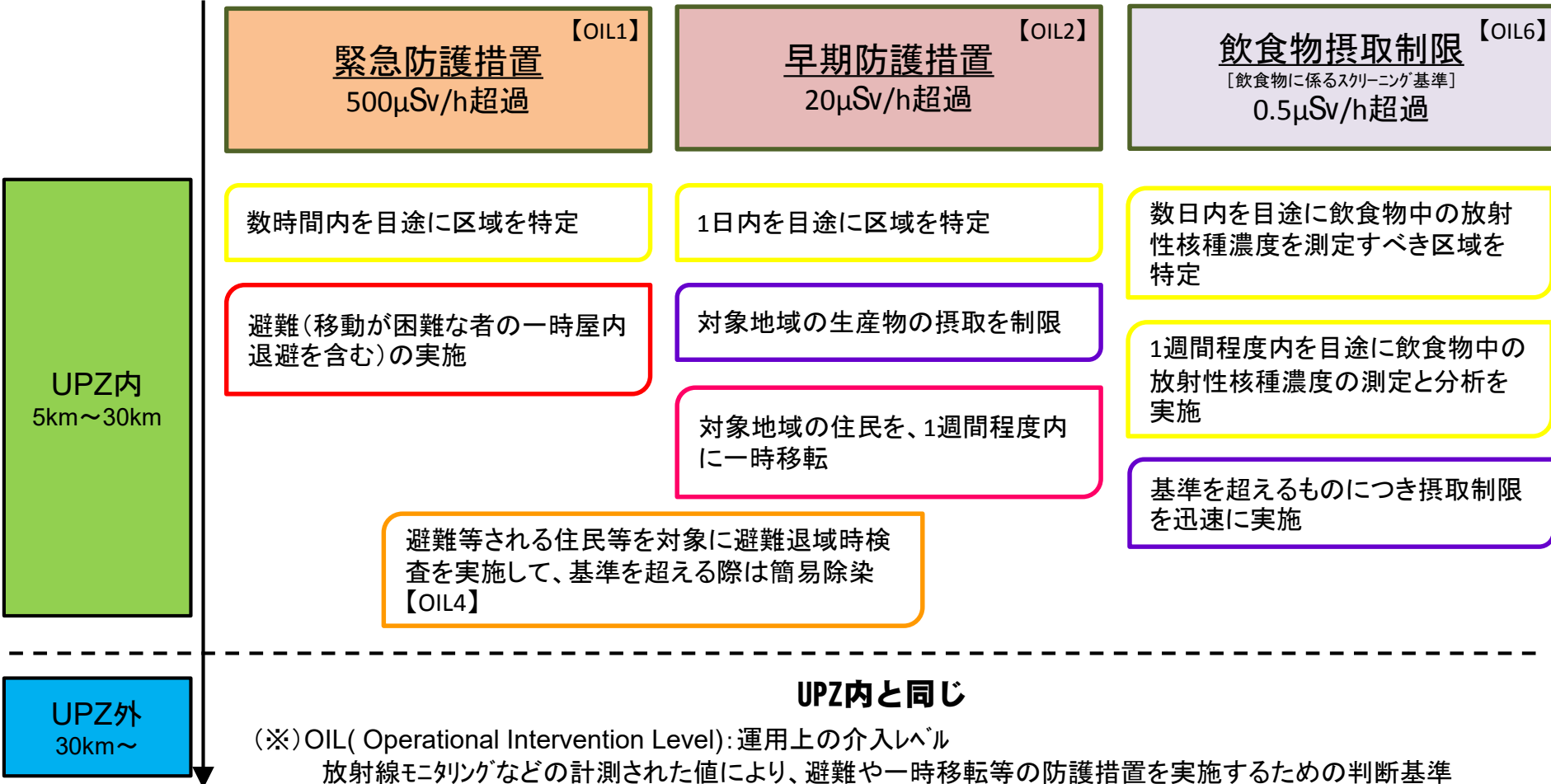


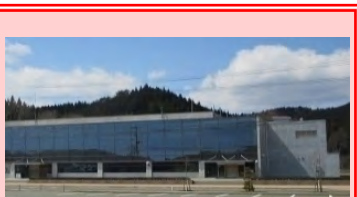
原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置 (運用上の介入レベル: OIL (※))

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



青森県及び関係市町村の対応体制【P】

- 青森県及び関係市町村は、警戒事態で警戒体制をとり、施設敷地緊急事態で、災害対策本部に移行。【P】
- 関係市町村では、警戒事態で要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZ内における避難行動要支援者の避難準備を開始。【P】



オフサイトセンター
(東通村防災センター)



青森県災害対策本部



ひがしどおりむら
東通村災害対策本部

むつ市災害対策本部

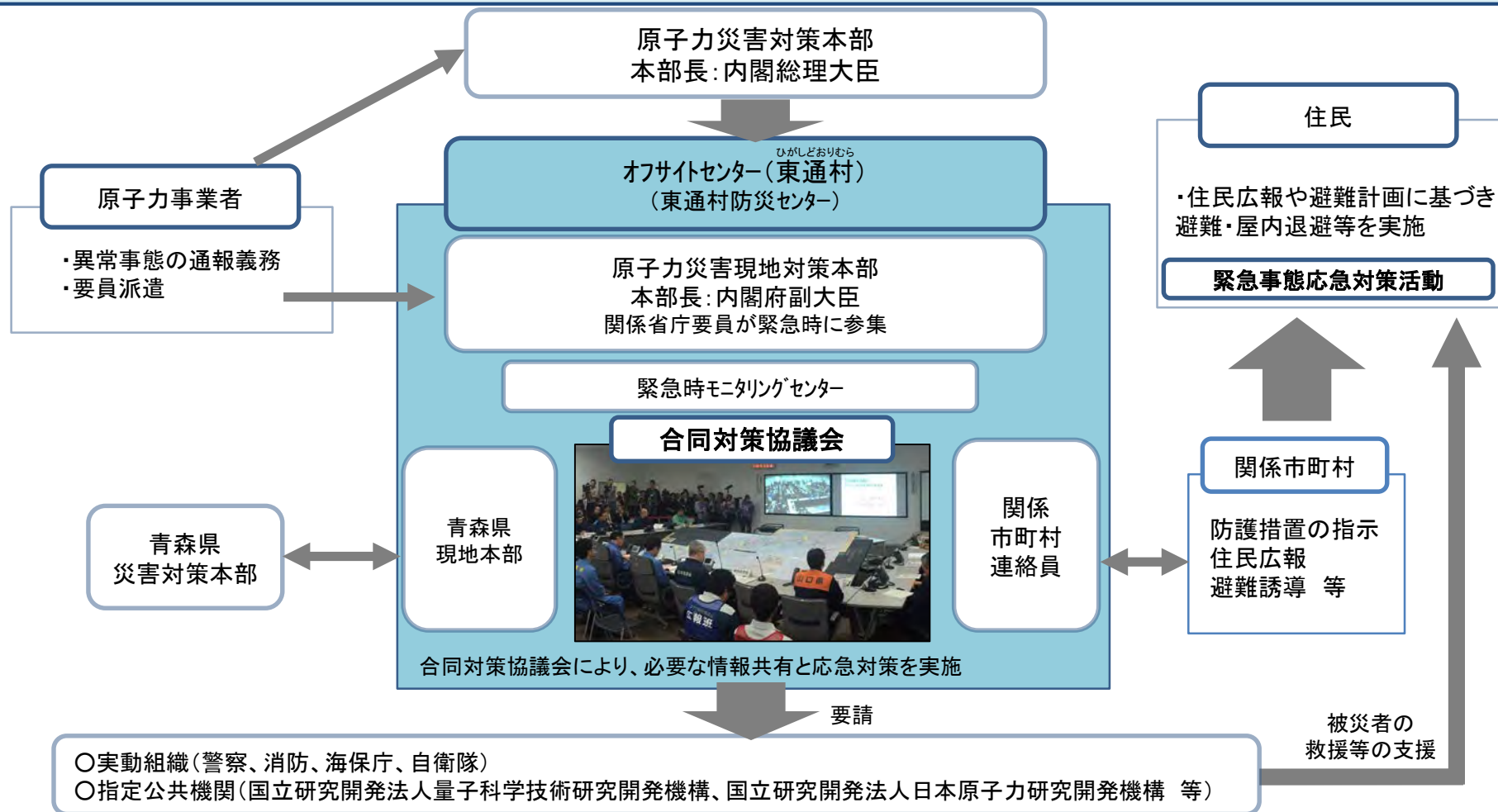
よこはままち
横浜町災害対策本部

ろっかしよむら
六ヶ所村災害対策本部

のへじまち
野辺地町災害対策本部

※●●町は、今後地域防災計画を修正

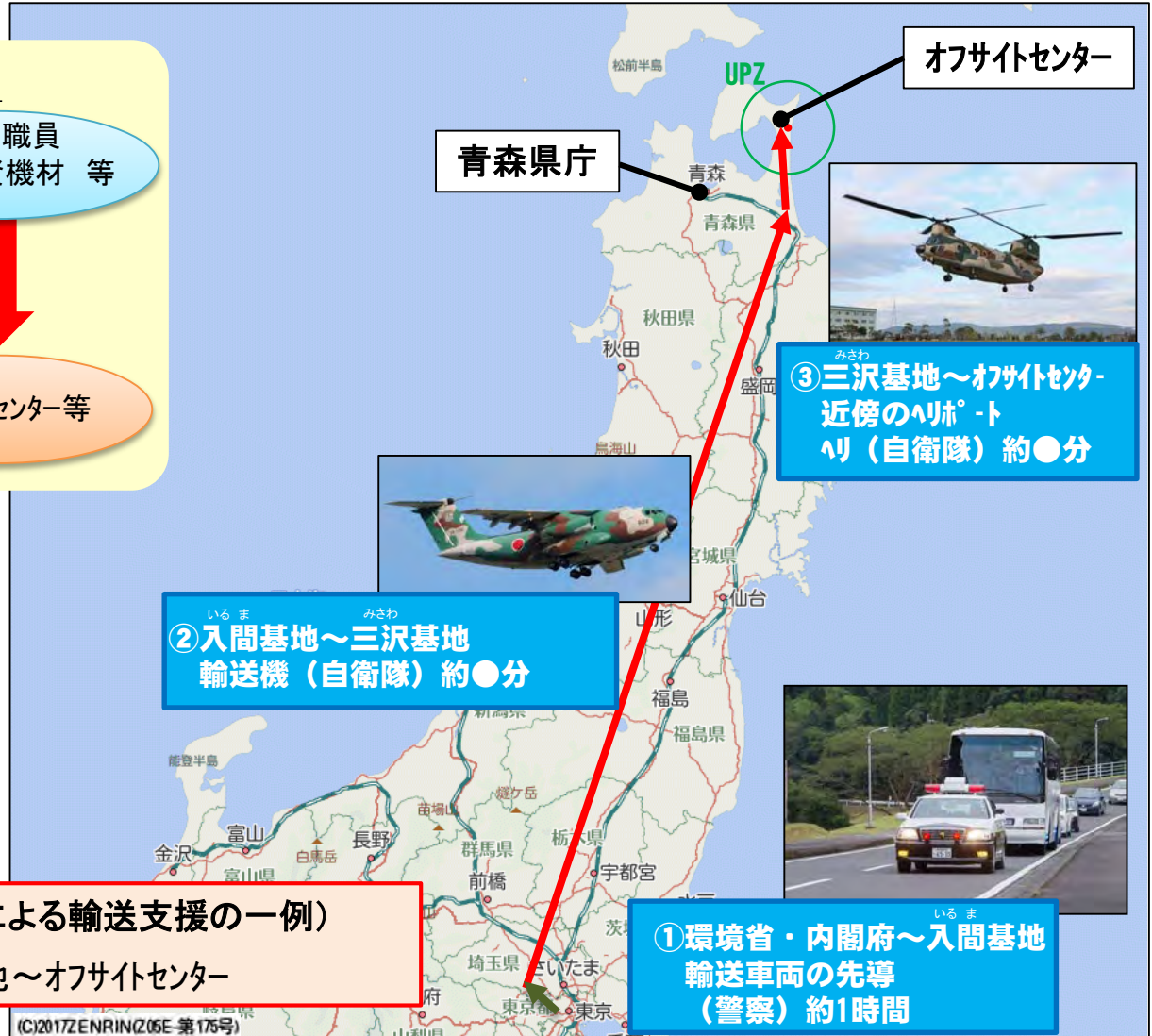
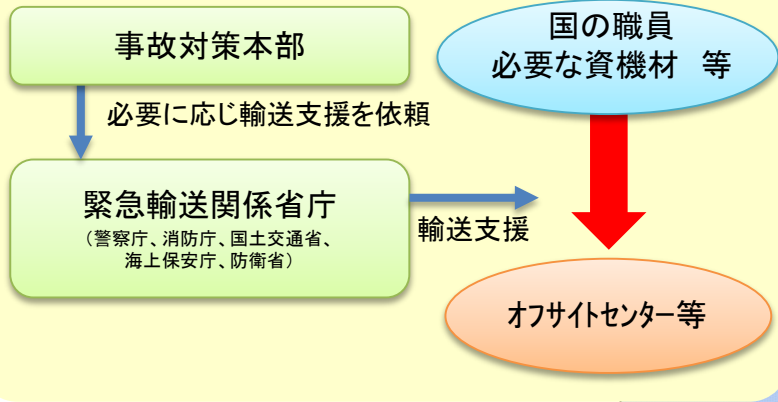
- ひがしどおりむら 東通村において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、オフサイトセンター及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態となった場合、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員をオフサイトセンター等へ派遣。
- 全面緊急事態となった場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、県・市町村等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



国の職員・資機材等の緊急搬送【P】

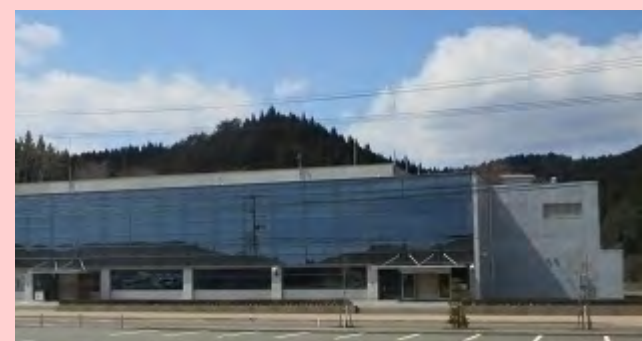
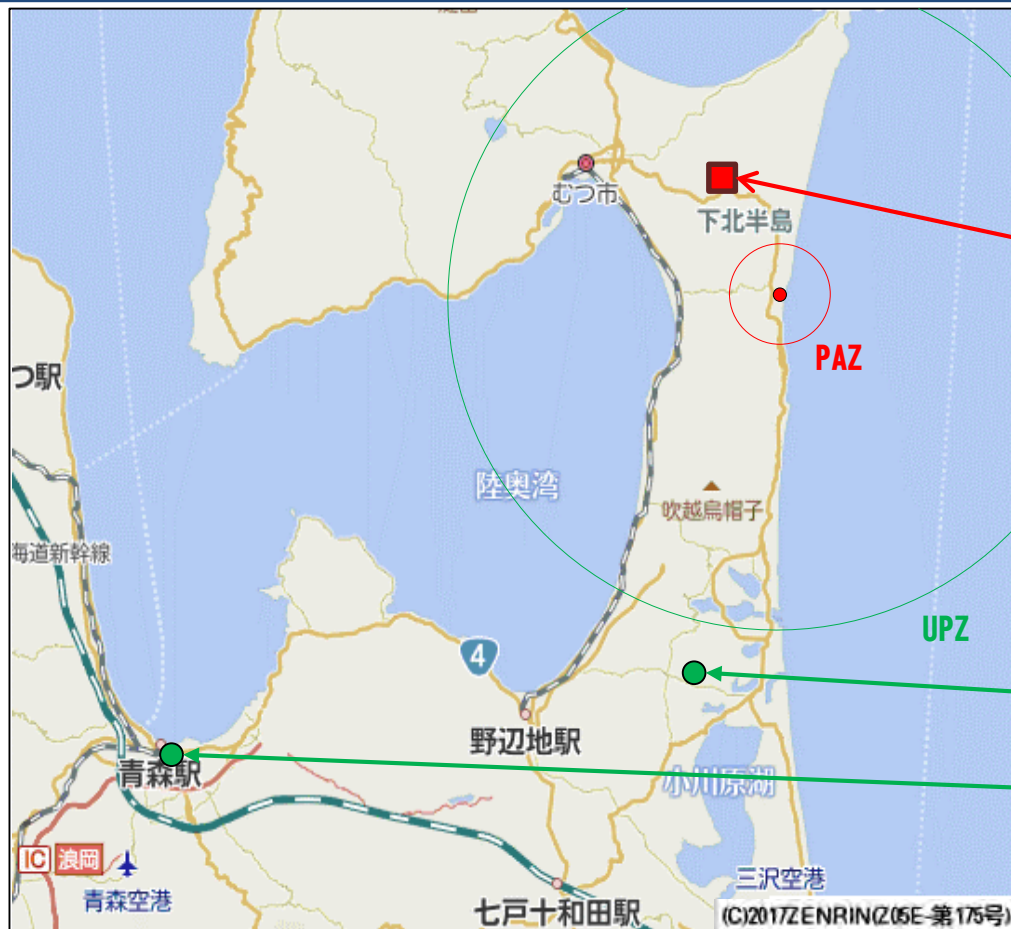
- 施設敷地緊急事態発生後の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員等をオフサイトセンター及び青森県庁に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。

＜具体的な移動及び輸送支援のスキーム＞



オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策【P】

- オフサイトセンターは、耐震構造、鉄筋コンクリート造2階建ての構造になっている。
- 放射線防護対策
 - ・放射性物質除去フィルター・換気設備・除染設備を整備済み。
- 電源対策
 - ・無停電電源装置、自家用発電機を設置(7日間分の電源を確保)。
 - ・青森県は、青森県石油商業組合等と協定を締結しており、オフサイトセンターなどの災害対策上重要な防災拠点等に優先給油される仕組みを構築。



ひがしどおりむら
オフサイトセンター (東通村)
(東通村防災センター)
発電所からの距離約11km

仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オフサイトセンターに移動し、対応可能

- 青森県原子力センター(六ヶ所村) : 約35km
(自家用発電機により、3日間稼働)
- 青森県庁(青森市) : 約70km
(自家用発電機により、3日間稼働)
※距離はいずれも発電所からの直線距離